

(別記第2号様式 道民意見提出手続の意見募集結果)

令和6年度(2024年度)北海道食品衛生監視指導計画(案)についての意見募集結果

令和6年(2024年)3月27日

令和6年度(2024年度)北海道食品衛生監視指導計画(案)について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、延べ5件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

1 素案11ページ:「(3)輸入食品の安全性確保」について

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>ノルウェー産やチリ産の養殖サーモンには、殺虫剤や抗生物質等の有害な物質の残留が指摘されている。</p> <p>安全な本道産の鮭やオホーツク海で採れたロシア産の鮭を食べる様に指導すべきである。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>輸入時の検査や輸出国における衛生対策の推進等は、国が役割を担っています。</p> <p>道としても、国の動向も把握しながら、道内に流通する輸入食品の安全性の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、食の選択は、個人の判断に委ねられるものと認識しております。</p> <p>C</p>
<p>北米産や豪州産の食肉やソーセージ、ハム、ウインナーから酸化グラフェンの混入が指摘されている。</p> <p>輸入クッキーやシリアルには、酸化グラフェンだけでなく、コオロギ等の昆虫の粉末も加えられていると指摘されている。</p> <p>磁石に付着するかの磁性検査も行うべきである。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>輸入時の検査や輸出国における衛生対策の推進等は、国が役割を担っています。</p> <p>道としても、国の動向も把握しながら、道内に流通する輸入食品の安全性の確保に努めてまいります。</p> <p>C</p>
<p>北米産の小麦、オート麦、大麦から、不妊化薬であるクロルメコートが検出されている。</p> <p>(札幌市)</p>	<p>輸入時の検査や輸出国における衛生対策の推進等は、国が役割を担っています。</p> <p>道としても、国の動向も把握しながら、道内に流通する輸入食品の安全性の確保に努めてまいります。</p> <p>C</p>

2 素案13ページ:「1 検査の実施」について

<p>令和6年度札幌市食品衛生監視指導計画(案)では、『理化学検査-放射性物質-魚介類・野菜・果物等-40検体』と明記されているが、北海道食品衛生監視指導計画(案)では放射性物質への検査が明記されていないのは、原発村への付度では無いのか?</p> <p>(札幌市)</p>	<p>放射性物質については、出荷制限指示の対象となった自治体において計画的な検査が行われ、基準を超過した食品に対する措置が講じられております。道では、道内に流通する食品から基準値を超える放射性物質が検出される可能性は極めて低いと考えており、平成29年度から放射性物質の計画的な検査は実施しておりません。</p> <p>C</p>
--	--

<p>令和5年度における当該検査実施計画の合計検査件数は、2,690件であるが、今年度策定の検査実施計画の合計検査件数については、2,655件と検体数が35検体減少している（令和5年以前の検査実施計画においても暫時減少傾向にある）。検査件数の減少は各食品群における分析の信頼性確保の観点から望ましくなく減らすべきではない。</p> <p>また、輸入食品の検査に関しても、前年度検査実施計画と同数の検体数を設定するのではなく、輸入に依存する我が国の食糧事情を鑑み、段階的に検体数を増やしていくべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">(札幌市)</p>	<p>食品等の検査実施計画は、前年度までの食品（項目）ごとの違反状況、法令等の改正、食品等の製造施設数、国による輸入食品の検査状況などを踏まえ、道内に流通する食品の安全性を的確に把握できるよう策定しております。</p>	C
---	---	---

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

<p>問い合わせ先 北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課 電話：011-204-5261</p>
--